

2020 年 9 月 29 日

株式会社日本レジストリサービス

代表取締役社長 東田 幸樹 殿

JP ドメイン名諮問委員会

委員長 後藤 滋樹

答申書

ドメイン名登録時には登録資格を満たしていたが、登録後に登録者が登録資格を喪失した場合の JP ドメイン名の扱いについての諮問書(JPRS-ADV-2020001)に答申いたします。

主 文

JPRS では、JP ドメイン名について、登録等に関する規則(以下「登録規則」という)でドメイン名を登録するために必要となる資格(以下「登録資格」という)を定めている。

ドメイン名の登録時には登録資格を満たしていたが、登録後に登録者が登録資格を喪失した場合には、現行の登録規則ではドメイン名の登録を継続することができず、登録者がドメイン名の廃止を届け出なければならない(以下「登録資格喪失時の廃止義務」という)。この登録資格喪失時の廃止義務の例外として、登録者が登録資格を喪失した場合でも、所定の審査の中で個別に状況を確認して、登録の継続を一時的に認めるのが適切な場合がある。

登録を継続できる期間は無期限とはせず、限定された所定の期間を原則とする。所定の期間が経過した後に登録の継続が必要な場合には、JPRS が個別の事情を勘案して登録の継続を決定する。

この登録の継続は登録資格喪失時の廃止義務の例外であり、登録資格のない組織が登録を継続している場合には、インターネットユーザーの混乱を避けるために、例外的なドメイン名登録であることを明示するのが望ましい。

なお、本制度の悪用防止の観点から、第三者がドメイン名を引き継ぎ、登録を継続する際には、元の登録者との関係を確認するなど、ドメイン名の悪用を防止する対策を講ずる必要がある。

理 由

現行の登録規則では、ドメイン名登録後に登録者が登録資格を喪失した場合には、登録者がドメイン名の廃止を届けなければならない。仮に登録者が廃止の届け出を怠った場合には、JPRS はそのドメイン名の登録を取り消すことができる。いずれの場合も現行の登録規則では、登録者がドメイン名登録後に登録資格を喪失すると、ドメイン名の登録を継続することができない。

一方で、登録者が登録資格の喪失後にインターネット上の活動を継続または終了しようとする場合には、Web サイトの移行や終了の周知等に相応の期間を要する。猶予の期間なくドメイン名の移行や廃止を行うと、インターネットユーザーの混乱を引き起こす恐れがある。

また、登録資格喪失時の廃止義務が、登録者による正しい登録情報への更新を却って抑制している可能性がある。実際に登録者が登録資格を喪失した後、登録情報が適切に更新されず、古い情報のまま登録を継続していた事例がある。

上記の背景を踏まえて、以下の論点を中心に検討した。

1. ドメイン名登録時には登録資格を満たしていた登録者が、登録後に登録資格を喪失した場合に、登録者がドメイン名の登録を一定期間継続することを認めるべきか。

登録者が登録資格の喪失後もインターネット上での活動を継続する場合には、新たなドメイン名への移行が必要であり、そのために新しい Web サイトの作成や URL の周知、コンテンツの移動等の準備期間が必要である。また、登録者がインターネット上の活動を終了する場合にも、サービスの終了やドメイン名の廃止に関する周知が必要となる。登録資格の喪失後もドメイン名の登録を所定の期間継続できる例外を認めれば、準備期間及び周知期間を確保できるため、関係者及びインターネットユーザーの混乱を軽減できる。

JPRS はレジストリとして、管理するドメイン名の登録情報を正確かつ最新の状態に維持する役目がある。その目的のためには、登録資格の喪失後も、登録者が正しい登録情報に更新することを促進する施策が求められる。登録資格の喪失後もドメイン名の登録を所定の期間継続できることは、登録者による正しい登録情報への更新を促し、信頼性の高い JP ドメイン名サービスの維持に資するものである。

よって、ドメイン名の登録を所定の期間継続することを認めるべきである。

2. 登録の継続を認める場合の条件はどうあるべきか。

登録資格の喪失には様々なケースが考えられる。ドメイン名の移行及び周知等に
必要な期間は、組織の状況や活動状況等により様々である。そのため、登録継続の
期間を一律に定めることは難しい。

一方で、登録資格喪失後に登録を継続すると、そのドメイン名を悪用される懸念が
ある。インターネットユーザーの混乱を招かないように、無期限に登録を継続するこ
とは避けるべきである。登録継続は無期限ではない限定された期間とすることを原則と
して、所定の期間経過後にも登録継続が必要な場合は、引継ぎ先の登録者およびド
メイン名の利用状況等を勘案して、必要な対処を個別に実施するべきである。

前述のように登録資格の喪失には様々なケースが考えられる。ドメイン名の登録
継続は登録資格喪失時の廃止義務の例外として認め、登録規則で定められた登録
資格や 1 組織 1 ドメイン名の原則等を満たしていない場合でも、ドメイン名の登録継
続を容認することが必要である。ただしこの場合においても、登録者はローカルプレ
ゼンスを維持するべきである。

なお、本制度悪用防止の観点から、第三者がドメイン名を引き継ぎ、登録を継続す
る際には、元の登録者との関係を確認するなど、ドメイン名の悪用への対策を講ずる
必要がある。

3. 例外的に登録資格のない組織が登録していることを、第三者に明確に示す必要が あるのではないか。

登録資格のない組織が例外的にドメイン名の登録を継続している場合には、その
ドメイン名の登録情報を閲覧したインターネットユーザーが疑義の念を抱き混乱を招く
恐れがある。あくまでも例外的な扱いであることを対外的に明示するのが望ましい。

以上